

II 男女共同参画社会の実現に向けた基礎の整備

施策分野5 男女共同参画の推進に向けた意識改革

＜基本的考え方＞

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、往々にして年少の頃から長年にわたり形成されており、このような意識や固定観念は、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、固定的性別役割分担意識にとらわれず、職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場面で男女がお互いを尊重し、共に責任を分かち合いながら支え合うこと、性別に関わりなくそれぞれの個性や能力を生かした多様な生き方を認め合うことの大切さを一人ひとりが理解することが重要です。男女共同参画に関する認識を深めていけるよう、分かりやすい広報・啓発や情報提供などによる意識改革に取り組みます。

取組項目(12) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

具体的施策

- 地域のしきたりや慣習が、男女共同参画に配慮され、必要に応じて見直されるよう、広報・啓発に取り組みます。
- 職場、家庭などにおいて、男性と女性に中立でない慣行等については、男女共同参画の視点に立って見直しが進められるよう、広報・啓発に取り組みます。
- 男女共同参画苦情処理制度の周知を図るとともに、苦情に対して適切な処理を行います。
- 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直しが図られるよう、男女共同参画に関する相談体制の充実に努めます。
- 「男女共同参画週間」や「人権啓発強調月間」、「人権週間」など、各種の機会を通じて、男女共同参画や人権等に関する県民の認識を深める広報・啓発を推進します。

取組項目(13) 理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進

具体的施策

- 男女共同参画の理解促進を図るため、対象やテーマ、年代に応じ、戦略的に広報・啓発に取り組みます。
- 男女共同参画の意識や現状を把握するための統計資料・関連情報を広く収集し、県民に分かりやすい形で提供します。
- 男女共同参画に関する法令や県の計画について、理解を広げるための広報・啓発を推進します。
- 男女共同参画の意義について男性自身が理解を深めることができるよう、広報・啓発活動を推進します。
- 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、多様なメディアを通じて、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みの解消につながる広報・啓発を推進します。
- 若年層を主なターゲットとして、男女共同参画センターにおいて、ホームページに加え、SNS等の積極的な活用による情報発信の強化に努めます。
- 「男女共同参画週間」や「人権啓発強調月間」、「人権週間」など、各種の機会を通じて、男女共同参画や人権等に関する県民の認識を深める広報・啓発を推進します。【再掲】
- 学校や家庭において児童生徒と保護者が人権について話し合うための啓発資料を作成・配付し、人権尊重の精神の醸成を図ります。

取組項目(14) 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進

具体的施策

- 県が作成する広報、出版物について、性別に基づく固定観念にとらわれず、男女共同参画の視点に立った表現となるよう配慮します。
- 学校における情報教育を通して、男女共同参画に関する情報を正しく理解する能力の育成や、自他の権利を尊重して責任ある行動をとる態度の育成など、メディア・リテラシーの育成・向上に努めます。

【重点指標】

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）にとらわれない人の割合	2	61.3%	8	75%
社会全体で男女が平等になっていると感じる人の割合	2	12.6%	8	30%

施策分野6 教育・学習を通じた男女共同参画の推進

＜基本的考え方＞

男女共同参画社会を築いていくためには、次代を担う子どもたちが、子どもの頃から男女共同参画の理解を深め、性別によってその可能性を狭められることなく、それぞれの個性と能力を発揮できるよう成長していくことが重要です。

子どもたちが、男女が協力して家庭生活を築くことや社会へ参画することの重要性について理解を深め、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく将来を見通した自己形成ができるよう環境整備に取り組み、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進を図ります。

また、あらゆる世代の人々が生涯にわたって男女共同参画の視点を学んだり、社会参画の意識を高めることができるよう、講座の開催や情報提供等による学習機会の充実を図ります。

取組項目(15) 子どもたちの男女共同参画の理解の促進

具体的施策

- 子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、広報・啓発を推進します。
- 児童生徒を対象に人権に関する作文、図画・ポスターを募集することにより、その制作を通じて、子どもたちが豊かな人権感覚を身に付けられるよう促します。
- 「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」に基づく有害図書類等の指定や、書店・コンビニエンスストア等への立入調査活動を実施するとともに、地域ぐるみの環境浄化活動を促進します。
- 児童生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会性や勤労観・職業観を持ち、主体的に進路選択できる力を身に付けることができるよう、職場体験やインターンシップなどの体験活動等も実施しながら、総合的にキャリア教育を推進します。
- 児童生徒が性に関して正しく理解するとともに、自己や他者の命を大切にし、適切な意思決定や行動選択ができるよう性に関する指導を、医療機関等と連携しながら推進します。
- 教職員の人権感覚の高揚と人権教育に関する専門的指導力の向上を図るために、参加体験型学習（ワークショップ）等の研修を推進します。
- 児童生徒の人権感覚を育む人権尊重に関する正しい知識や望ましい価値観、更により良い人間関係を育てるための技能の育成を推進します。

- 児童が使用する携帯電話のフィルタリング普及、インターネット、携帯電話の使用に絡む児童被害防止のための広報・啓発を推進するとともに、インターネット上の違法・有害情報の取締り、削除要請など、サイバー空間の環境浄化を推進します。

取組項目(16) 男女共同参画を推進する学習機会の充実

具体的施策

- 県内各地に出向いて講座を開催するなど、県民が身近な場所で男女共同参画について学習できる機会を増やすよう努めます。
- 男女共同参画を学習する対象者の年代や課題に対応した学習機会の提供に努めます。
- 男女共同参画の意義について男性自身が理解を深めることができるよう、男性を対象とした学習機会の提供に努めます。
- 「男女共同参画週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等、多様な機会を捉えて研修会を開催するなど、より多くの県民に対して男女共同参画を学習する機会を提供します。
- 人権問題に関する研修や学習のための人材の育成や手法の充実、教材・資料等の整備を図ります。
- 男女平等等人権問題に関する研修会の開催や研修会への講師派遣を行うなど、より多くの県民に人権問題を学習する機会を提供します。
- 市町村社会教育行政担当者等を対象とした人権教育研修会を開催するとともに、みやざき学び応援ネットを通して、男女共同参画に関する学習機会の情報を提供します。

トピックス 宮崎県男女共同参画センター

本県における男女共同参画社会づくり推進の拠点として、平成13年9月に設置されました。情報提供、啓発、相談、交流事業などを実施しています。

